

带状疱疹ワクチン予防接種

令和7年4月より、65歳以上の方などを対象に带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します。また、定期接種の対象者以外の方も引き続き、任意接種として接種が可能です。

■定期接種

接種対象者には個別通知しますので、接種を希望される方は文書を持参し、福祉保健課に連絡または窓口にお越しください。

○対象者

接種日時時点で訓子府町に住民票があり、年度内に65・70・75・80・85・90・95歳になる方または100歳以上の方（令和7年度のみ）

○接種期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

○接種医療機関 町指定医療機関

（詳細については個別通知）

ワクチンの種類	带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	水痘ワクチン (生ワクチン)
接種回数 および自己負担額	接種回数2回 11,000円×2回	接種回数1回 4,000円×1回
	生活保護受給世帯の方は免除	

■任意接種

どこの医療機関で接種しても助成の対象となります。任意接種を希望される方は接種前に必ず福祉保健課窓口にお越しください。

○対象者

接種日時時点で訓子府町に住民票があり、満50歳以上の方で定期接種に該当しない方

○接種期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

○助成方法

・訓子府クリニックで接種する場合は、自己負担額のみ支払い

・訓子府クリニック以外で接種する場合は、医療機関に全額支払い後、福祉保健課に領収書を提出し、後日自己負担分を除いた額を指定口座に振り込み

ワクチンの種類	带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	水痘ワクチン (生ワクチン)
接種回数 および自己負担額	接種回数2回 12,000円×2回	接種回数1回 4,000円×1回

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

交通事故相談所を開設

◎損害賠償の額が適正かどうか知りたい

◎示談をどのように行ったら良いか

◎交通事故に遭ったが、どうしたら良いのか分からない

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。

○とき

4月16日(水)、5月14日(水)、6月11日(水)、7月9日(水)、8月6日(水)、9月10日(水)、10月8日(水)、11月12日(水)、12月10日(水)、令和8年1月14日(水)、2月9日(月)、3月10日(火)

13時30分～16時30分

○ところ

北見交通安全研修センター（北見市青葉町5番16号）

○申込み

面接（予約制）で無料相談をお受けしています。予約は希望相談日の5開庁日前の正午までに、ご連絡ください

※相談には予約が必要です。予約がない場合は、中止となります。

○問合せ オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 (☎ 0152-41-0627)

児童手当・児童扶養手当の制度

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当です。

○支給対象

0歳から高校修了（18歳に到達したあとの最初の3月31日）前の児童を養育している父母など

○支給額

・0歳から3歳未満 1万5,000円（1子・2子）

・3歳から高校修了前 1万円（1子・2子）

・第3子以降 3万円

※令和6年10月より児童手当の制度が変わり、対象世帯が拡充されました。

詳細については右記QRをご確認ください。

○支給時期 原則として2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分まで支給



◀町ホームページ

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

○支給対象 18歳に到達したあとの最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している父母など

○支給額（令和7年4月から）

・児童1人目：全部支給 4万6,690円、一部支給 4万6,680円～1万1,010円

・児童2人目以降：全部支給 1万1,030円加算、一部支給 1万20円～5,520円加算

○支給時期 原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分まで支給

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなければ、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡（1ha）以上の土地の売買	国土利用計画法	政策推進課
農用地を売買・賃借したり、ほかの用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区域内における用途変更や特定の開発行為 具体例 ・用途変更～農業用関連施設など ・除外～農家住宅建設など ・開発行為～火山灰採取など	農振法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	